○公安審査委員会規則第一号

破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第二十六条の規定に基づき、公安審査委員会審査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月三十日

公安審査委員会委員長　貝阿彌　誠

公安審査委員会審査規則の一部を改正する規則

公安審査委員会審査規則（昭和二十八年公安審査委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意見書） **第四条**　被請求団体の提出する意見書には、左の事項を記載し、代表者又は主幹者が署名しなければならない。 ［一～三　略］	（意見書） **第四条**　被請求団体の提出する意見書には、左の事項を記載し、代表者又は主幹者が署名押印しなければならない。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○公安審査委員会規則第二号

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第十一条第一項、第十三条、第十五条第一項、第二十六条第一項及び第二十八条の規定に基づき、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月三十日

公安審査委員会委員長　貝阿彌　誠

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則の一部を改正する規則

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則（平成十一年公安審査委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（陳述書等） **第七条**　［略］ ２　前項に規定する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　書面作成者の氏名 二～四　［略］	（陳述書等） **第七条**　［同上］ ２　前項に規定する書面には、次に掲げる事項を記載し、その作成者が記名押印しなければならない。 ［号を加える。］ 一～三　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。